○財務省農林水産省告示第二十七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
九年以下	年二厘五毛
九年を超え十一年以下	年三厘五毛
十一年を超え十三年以下	年四厘五毛
十三年を超え十六年以下	年五厘五毛
十六年を超え十八年以下	年六厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年七厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
九年以下	年二厘五毛
九年を超え十一年以下	年三厘五毛
十一年を超え十三年以下	年四厘五毛
十三年を超え十六年以下	年五厘五毛
十六年を超え十八年以下	年六厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年七厘

附則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第四百七十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の六第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	届け出た者の氏名又は名称及び住所	取消年月日
SB－497115－GR	慢性型特発性血小板減少性紫斑病における血小板減少の改善	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十七年十月二十九日
オファツムマブ（遺伝子組換え）	慢性リンパ性白血病	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十七年十月二十九日
パゾパニブ塩酸塩	進行性悪性軟部腫瘍	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十七年十月二十九日
SBC－102	リソソーム酸リパーゼ欠損症	シナジーバイオファーマコーポレーション　アメリカ合衆国　マサチューセッツ州　レキシントン　ハイデンアベニュー三三	平成二十七年十月二十九日
ドリサペルセンナトリウム	Duchenne型筋ジストロフィー	プロセンサホールディング・エヌ・ブイ、オーツベック二一、二三三三　シーエイチ　ライデン、オランダ	平成二十七年十一月六日

○厚生労働省告示第四百七十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
エルトロンボパグオラミン	慢性型特発性血小板減少性紫斑病における血小板減少の改善	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十七年十月二十七日
オファツムマブ（遺伝子組換え）	慢性リンパ性白血病	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十七年十月二十七日
パゾパニブ塩酸塩	進行性悪性軟部腫瘍	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区虎ノ門一丁目二十三番一号	平成二十七年十月二十七日
SBC－102	リソソーム酸リパーゼ欠損症	アレクシオンファーマ合同会社　東京都渋谷区恵比寿一丁目十八番十四号恵比寿ファーストスクエア	平成二十七年十月二十九日
ドリサペルセンナトリウム	Duchenne型筋ジストロフィー	BioMarin Pharmaceutical Japan株式会社　東京都渋谷区代々木二丁目十一番十七号ラウンドクロス新宿	平成二十七年十一月六日
エロソズマブ（遺伝子組換え）	再発又は難治性の多発性骨髄腫	ブリストル・マイヤーズ株式会社　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号	平成二十七年十一月十九日
テノホビル　アラフェナミドフマル酸塩	ＨＩＶ感染症	日本たばこ産業株式会社　東京都港区虎ノ門二丁目二番一号	平成二十七年十一月十九日

○厚生労働省
農林水産省
経済産業省告示第二号

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構から認可申請のあった木曽川右岸緊急改築事業に関する事業実施計画を認可したので、同条第五項の規定に基づき、この旨を次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

一　事業の名称

木曽川右岸緊急改築事業

二　工事施行位置

施設の名称	施設の位置
(一)　幹線導水路	岐阜県加茂郡七宗町及び白川町
幹線用水路	
(二)　ア　右岸幹線水路	岐阜県美濃加茂市及び加茂郡川辺町
イ　左岸幹線水路	岐阜県加茂郡川辺町及び八百津町
ウ　幹線用水路	岐阜県美濃加茂市並びに加茂郡坂祝町、富加町、川辺町及び八百津町
(三)　支線用水路	岐阜県美濃加茂市並びに加茂郡川辺町及び八百津町

三　事業実施計画の認可の日

平成二十七年十二月一日